

指定介護老人福祉施設の入所指針検討委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第6条第3項(以下「基準省令」という。)に規定する入所申込者の入所手続きの円滑な実施と透明かつ公平な運用の確保のため、指定介護老人福祉施設の入所指針検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

- 第2条 検討委員会は、奈良県市町村介護保険制度推進協議会の下に設置する。
- 2 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
 - 3 委員の任期は入所指針の作成・公表を持って満了する。
 - 4 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。
 - 5 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

(所掌)

- 第3条 第1条に規定する入所指針の検討・策定・公表に関すること。
- 2 策定される入所指針については、奈良県市町村介護保険制度推進協議会長名で公表するものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第4条 委員長は、検討委員会の事務を掌理する。
- 2 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 検討委員会は、委員長が招集し、主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、第2条に規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

- 第6条 検討委員会の事務局は、奈良県福祉部高齢福祉課・介護保険室に置く。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月19日から施行する。

別表

1. 委員名簿

氏 名	所 属	備 考
辻村 泰範	(福)宝山寺福祉事業団	県老施協会長
塩崎 弘章	(福)祥水園	県老施協副会長
林 昌弘	(福)長命荘	県老施協運営委員長
駿河 寛明	奈良市(介護保険課長)	中核市
川邊 勉	奈良市(高齢福祉課長)	中核市
澤村 敬秀	橿原市(在宅福祉課長)	推進協議会会長
神明 悦子	菟田野町(福祉課長)	推進協議会副会長
竹村 隆信	河合町(健康福祉課長)	推進協議会副会長
仲谷 宗久	天理市(介護福祉課長)	市長会代表
西辻 暢良	吉野町(健康福祉課長)	町村会代表
尾山 雅邦	県(高齢福祉課)	県高齢福祉課長
山中 伯行	県(介護保険室)	県介護保険室長

2. 事務局

奈良県高齢福祉施設福祉係	係 長 田 村 肇
奈良県介護保険室企画調整係	係 長 林 法 夫
奈良県介護保険室指導係	係 長 山 本 雅 俊
奈良県介護保険室事業係	副主幹 中 村 正 男